

学校法人帝京科学大学役員及び評議員の報酬等の支給基準

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人帝京科学大学（以下「法人」という。）の寄附行為第59条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員の報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬、賞与
- (2) 非常勤の役員 報酬
- 2 理事会が必要と認める場合は、退職慰労金を支給することができる。
- 3 理事会が特に必要と認める場合は、非常勤の役員について、特別手当を支給することができる。
- 4 評議員に報酬を支給するものとする。

(報酬等月額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 賞与 別表第2に定める額
- (3) 退職するときは、退職慰労金を支給することができる。退職慰労金は、役員の勤務態様、貢献度、在任期間その他を考慮して算出した額
- 2 非常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。
 - (1) 報酬 別表第3に定める額
 - (2) 退職するときは、退職慰労金を支給することができる。退職慰労金は、役員の勤務態様、貢献度、在任期間その他を考慮して算出した額

(3) 第3条第3項に定める特別手当については、学校法人の設立・運営等に特別の功績を有する場合に支給することができる。この場合において、支給する額は理事会において決定する。

3 評議員の報酬は、別表第3を準用し、評議員会の意見を聴いた上で、理事長が定める。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、毎月22日（その日が土日、祝祭日にあたる場合は、その前日）に支給する。

2 非常勤の役員に対する報酬の支給については、別に定める。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(費用)

第6条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(就任又は退職した場合の報酬)

第7条 新たに役員に就任したときは、その日から報酬を支給する。

2 役員等を退職したときは、その日まで報酬を支給する。ただし、役員に対する死亡月分の報酬については、その全額を支給する。

(弔慰金の支給)

第8条 役員が死亡した場合は、弔慰金を支給することができる。

2 弔慰金の額については、理事会の議を経るものとする。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第100条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

別表第1（常勤）

○報酬

区分	号俸	理 事	監 事
月額制	1	月額 500,000円	月額 100,000円
	2	月額 600,000円	月額 200,000円
	3	月額 700,000円	月額 300,000円
	4	月額 800,000円	月額 400,000円
	5	月額 900,000円	月額 500,000円
日額制		日額 30,000円 (上限)	日額 30,000円 (上限)

(注) 1 理事のうち職員給与規程が適用される者は日額を適用

2 監事の月額制又は日額制の適用については、監査業務の状況、理事会等会議への出席状況等に応じて決定。

別表第2（常勤）

○賞与

6月期賞与、12月期賞与	報酬月額×国家公務員賞与の支給率に準ずる
--------------	----------------------

別表第3（非常勤）

○報酬（税別）

区分	号俸	理 事	監 事
月額制	1	月額 10,000円	月額 10,000円
	2	月額 100,000円	月額 100,000円
	3	月額 200,000円	月額 200,000円
	4	月額 300,000円	月額 300,000円
	5	月額 400,000円	月額 400,000円
	6	月額 500,000円	月額 500,000円
日額制		日額 30,000円 (上限)	日額 30,000円 (上限)

(注) 月額制又は日額制は、理事会等会議への出席、法人業務・監査業務等の職務の状況に応じて決定。

附 則（帝京科総257号 令和2年4月1日）

- 1 この基準は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 本基準の制定に伴い「学校法人帝京科学大学役員等報酬規程」は廃止する。

附 則（帝京科総30号 令和3年2月3日）

この基準は、令和3年3月1日から施行する。

附 則（帝京科総170号 令和3年3月24日）

この基準は、令和3年3月1日から施行する。

附 則（帝京科総 186 号 令和 7 年 6 月 11 日）
この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。